



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 高橋 司

2011年が暮れようとしています。いつもと同じように始まったこの年は、3月11日を境に世界が一変しました。瞬く間であったようにも、とてつもなく長かったようにも感じます。そういう思いがことのほか強い1年です。しかし、被害回復のための活動は始まったばかりです。これからも息の長い活動を続けていかなければなりません。震災直後、岩手県や宮城県に赴いての法律相談活動などを行った当会ですが、現在は、大阪府下に避難した被災者の支援や原発事故による損害賠償請求の支援などに活動の重点を移しています。

前号までに続き、12月3日頃までの当会の活動の概要を報告します。

1. 会館での震災相談の体制

大阪弁護士会では、4月から電話及び面談での法律相談を行っています。現在は午後1時から4時まで行っており、この相談体制は来年3月末日までは継続することとしています。

11月1日から12月6日までに、面談相談2件、電話相談41件、合計43件の相談がありました。4月からの合計では、面談相談31件、電話相談289件、合計320件となっています。相談の件数は一時減っていたのですが、後述する「原発賠償説明会+なんでも相談会」を各市町村で実施していることから、そこに行かれた方、さらにはそこでの話をツイッターなどで知った方からの相談が増えているようです。

この法律相談は、多くの会員の皆さんに支えられています。その協力に感謝を致します。

相談のクオリティーを確保するためには、相談担当が震災相談の特徴を理解する必要があります。例えば被災者の多くが情報から隔絶されており、通常であれば得られる情報を手にすることが難しいといった点に注意する必要があります(このことからしますと、「行政に聞いてみるとよい」「東電に問い合わせてみては

どうですか」といった回答は悪い例ということになります。特に、後者の例は、原発賠償に関して加害企業側の説明に誘導する点で、二重によくありません。また、刻々と動く諸情勢を把握する必要があります。クオリティーを高めていくため、1月からの相談担当の会員には、11月22日に開催された研修「被災者向け無料法律相談のための研修会」(講師：島村美樹会員)を受講していただくことを必須と致しました。既に開催済みですが、DVDを作成し、会館1階(法律相談部)で貸し出ししています。相談を担当される方々は必ずご覧下さい。また、今は相談に参加されていない方も、DVDをご覧になったうえで相談を担当いただきたいと思います。

2. 原発事故賠償の 出前説明会・相談会

大阪府下に避難している方々にとって弁護士会館まで足を運ぶことはなかなか大変です。当会では、被災者の方が住んでいる市町村や社会福祉協議会と協力し、こちらから弁護士が出向いて、原発についての賠償の話、その他震災被害についての相談全般を無償で行う「原発賠償説明会+なんでも相談会」を行っています。11月には、吹田(6日)、泉大津(11日)、堺(12日)、門真(14日)、和泉(15日)、豊中(29日)で行いました。12月4日(日)には、エルおおさかで行いました。これは、後述する12月3日のシンポジウムに連動して近弁連管内の2府4県の各単位会で一斉に実施した相談会の一つです。このときには神戸や四国からの参加者もおられました。このほか、門真(12月12日)でも再度行っています。例えば、東電が示した内容でしか賠償を受けることができないという誤解のもとに書類を提出し、後に十分な賠償を受けにくくなるということがないように、適切なアドバイスを続けて行く必要があります。

なお、この説明会・相談会、シンポ等においては、小さな子どもさんをお連れになる方が多くおられる

ことから、たびたび託児支援としてボランティアの方々のご協力を頂いています。特に、NPO 法人みらいずという団体には大きな協力を頂いているほか、次に述べるシンポでは、友新会の震災復興支援の会の方々の託児支援をいただきました。感謝を申し上げます。

3. シンポジウムを開催

12月3日(土)午後1時から4時30分まで、当会館2階ホールにおいて、「広域避難者支援に、今、求められるもの～避難者の実情と課題～」を開催しました。主催は近弁連で、当会を含め近弁連管内の2府4県の各単位会の共催でした。津久井進弁護士(兵庫県弁護士会)の講演、近畿各地の避難者の声、各地の広域避難者支援の活動の紹介、各弁護士会の取り組みと原発賠償弁護団の紹介など、盛りだくさんの内容で、避難者、支援団体、一般市民、研究者、マスコミ、他土業、弁護士など約210人が集まり、非常に盛会でした。詳しい内容は、次号で報告を致します。

4. 研修など

原発問題連続学習会が、次のとおり行われています。

平成23年11月28日(月)

第5回「原発のしくみと安全性」「核燃料廃棄物の問題点」

平成23年12月14日(水)

第6回「原子力にまつわる利権、原子力政策における司法の役割」

また、今後は次のような研修等が予定されています。

平成24年1月16日(月)

第7回「原発労働問題」

平成24年2月14日(火)

第8回「自然エネルギーの可能性」

平成24年3月9日(金)

第9回「脱原発依存社会への課題」

このほか、11月25日に仙台弁護士会で開催され

た「東日本大震災事業者再生支援機構法説明会」(講師：池永朝昭・第二東京弁護士会会員)は、日弁連の研修総合サイトにおいて、eラーニングで視聴することができます。被災した企業の再建のために有益な研修です。

5. 弁護士会ニュース

府下に避難中の被災者の方々に向けた情報紙としての「大阪弁護士会ニュース」の第7号を発行しました。今回の特集は、「避難者同士のつながりや交流の取組」です。当会のホームページにも掲載しています。

6. 原発事故被災者支援関西弁護団

表記の弁護団が、約60名の参加を得て結成されました(団長・金子武嗣会員)。以下のとおりのホームページが立ち上げられています。

http://hinansha-shien.sakura.ne.jp/kansai_bengodan/index.html

活動はまだ緒に就いたばかりですが、これから、各地での弁護団とも連携しながら、関西における原発被災者の救済の核になっていくことが期待されます。

7. 被災者の方々からの評価等

当会の被災者支援活動が、大阪市内に避難した被災者の救済に非常に貢献したとして大阪府から表彰され、11月25日の近弁連大会の場で、平松大阪市長自らの手で中本会長へ表彰状が手渡されました。

また、大阪府が10月中旬に府下の避難者の方々を対象に実施したアンケートが11月下旬に公表されましたが、そこでは、弁護士会による被災者向け相談窓口が、認知度、利用度、満足度のいずれにおいても、見舞金等と並んで高い評価を得ていました。

当会にとっては、被災者のこのようなご意見が何より励みになります。これからも被災者の生活の再建のために、力を尽くして行きたいと思っております。